

東近江市特別職の職員の給与に関する条例及び東近江市教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市特別職の職員の給与に関する条例及び東近江市教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年11月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市特別職の職員の給与に関する条例及び東近江市教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

(東近江市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 東近江市特別職の職員の給与に関する条例(平成17年東近江市条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表市長の項中「900,000円」を「950,000円」に改め、同表副市長の項中「750,000円」を「780,000円」に改める。

(東近江市教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第2条 東近江市教育長の給与及び旅費等に関する条例(平成17年東近江市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第3条中「70万円」を「72万円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

東近江市特別職報酬等審議会の答申に基づき市長、副市長及び教育長の給料の額を改定したく、本議案を提出するものである。